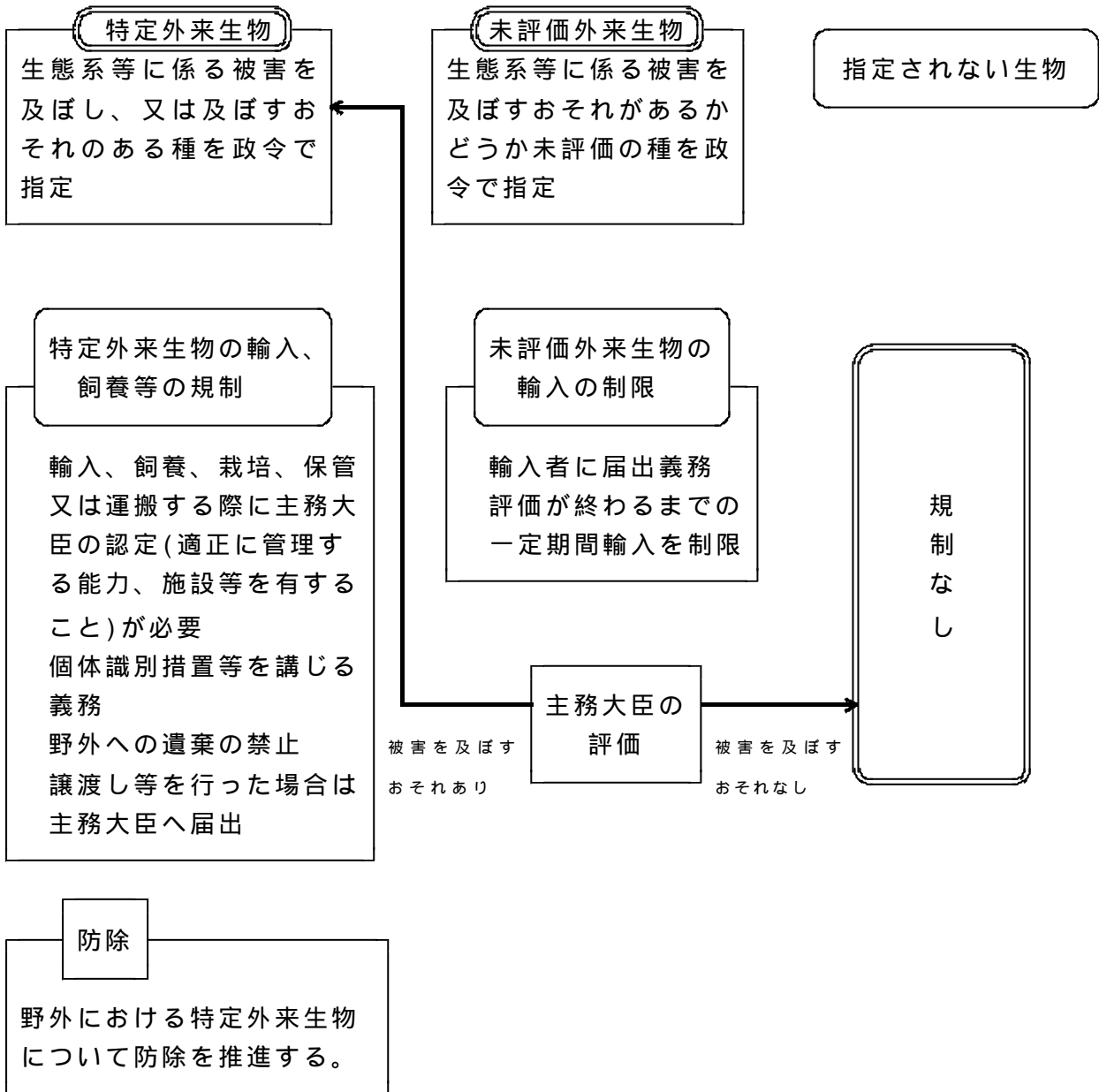


特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律案（仮称）の概要

目的

特定外来生物の輸入、飼養等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、農林水産業又は人の生命若しくは身体に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表



その他、調査等、普及啓発、罰則等所要の既定を整備する。